

☆新型コロナウイルス（A/H1N1）に関する事業者・職場のQ&A（10月30日付け）

Q3. 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合の同じ職場の労働者（濃厚接触者）や、同居する家族が感染した労働者（同）は休ませるべきか。濃厚接触者でも症状がない場合は一般的には職務継続は可能と考えるが、職務の必要性や内容に応じてその継続の可否を判断すること。勤務を継続する場合には、朝夕の検温や手洗いなどの健康管理を行い、体調悪化の場合にはただちに上司に報告するよう徹底すること。

Q4. 労働者の感染が確認された場合に、どのように対応したらよいか。労働者全員を自宅待機させる必要はないが、感染拡大防止の工夫を行う必要がある。職場で集団感染が疑われる場合は保健所と相談の上、感染拡大防止のため事業運営において感染機会を減らすための防止策等の協力をいただく必要がある。

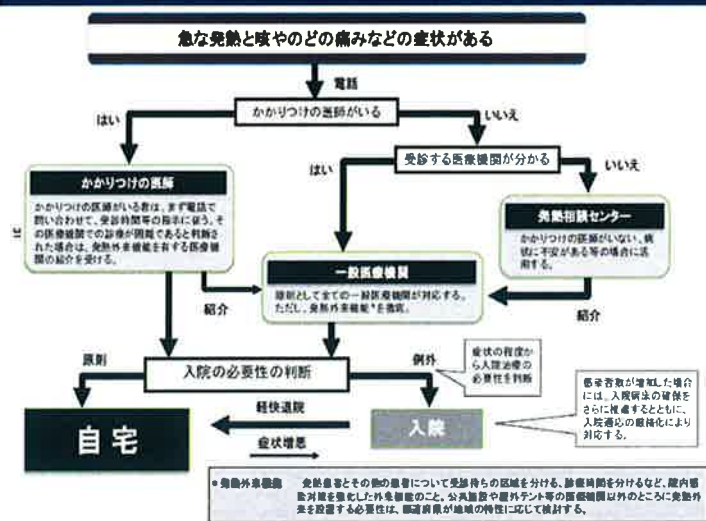
Q5. 感染患者が復職する際、留意することはあるか。治療証明や陰性証明書が必要か。発熱等の症状がなくなっても感染力が続くと考えられる。基本的に、熱などの症状がなくなってから2日目までが外出自粛の目安であるが、完全に感染力がなくなる時期は明確でないため、業務上可能であれば発熱した日の翌日から7日を経過するまで、外出を自粛することが望ましい。

Q8. 新型インフルで労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいか。欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合っておき労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

Q9. 疑いのある労働者を、一律に年次有給休暇を取得したことにする取扱いは労基法上問題あるか。病欠休暇を取得したことにするのはどうか。年次有給休暇は原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものであり、使用者が一方的に取得させることはできない。事業場で任意に設けられた病欠休暇により対応する場合は、事業場の就業規則等の規定に照らし適切に取り扱うこと。

Q10. 新型インフル発生時において、職場又は通勤途上で新型コロナウイルスに感染したことが明らかとなった場合、労災保険給付の対象となるか。一般に、細菌、ウイルス等の病原体の感染によって起きた疾患については、感染機会が明確に特定され、それが業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災給付の対象となる。

発熱患者の受診の流れ【基礎疾患等を有しない場合】



【若干の解説】 現在、発熱患者の受診の流れは、基礎疾患等を有しない場合には左図のようになっています。かかりつけ医又は一般医療機関の医師が「入院の必要性の判断」を行うという流れです。もちろん、ここには書かれていませんが、診察の結果、患者ではないと判断された場合には通常通りの生活（出勤）という流れもあると思われます。（このほかの、妊婦や基礎疾患を有する場合も概ね同様のフローとなっています。）

一定の症状がある場合は、原則として、この枠組みの下、医師の指示により「自宅で療養すること」になります。一方、労働基準法第26条では、「使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合」は休業手当を支払うことを規定しています。従いまして、厚労省は、左図の国が定めた新型コロナウイルス対策の流れにより、医師が自宅休業を命ずるのであれば、「使用者の責めに帰すべき事由」には該当しないと判断したものと考えられます。なお、これらは一般的な回答であり、個々の事案においてはその状況（使用者の関与の程度等）に応じて総合的に判断されることとなりますので、ご注意ください。このQ&Aは紙面の関係で一部のみ掲載し、表現も変更しています。

紙面の都合で一部しか掲載できません。このQ&A全文については厚労省のホームページをご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/pdf/infu1013-1.pdf

独立行政法人 労働者健康福祉機構 神奈川産業保健推進センター 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階 電話：045-410-1160 FAX：045-410-1161 URL：http://www.sanpo-kanagawa.jp E-mail：sanpo14@kba.biglobe.ne.jp

ご利用いただける日時 ●休日を除く毎日/午前9時～午後5時30分 休日 ●毎土・日曜日及び祝日 ●年末年始 ●事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。

神奈川産業保健推進センター通信 第30号改定



<平成21年11月1日発行>

☆技術革新と労働に関する実態調査結果の概況

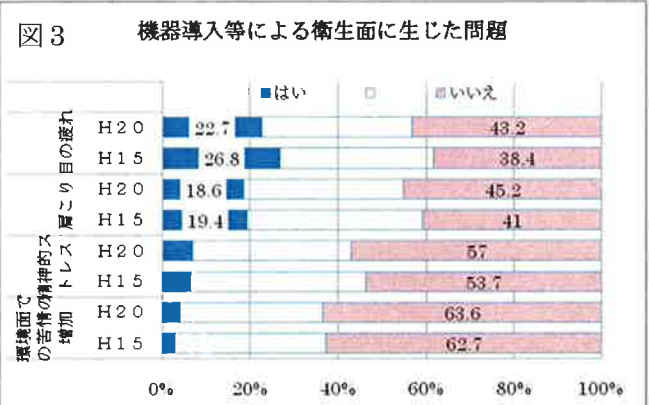
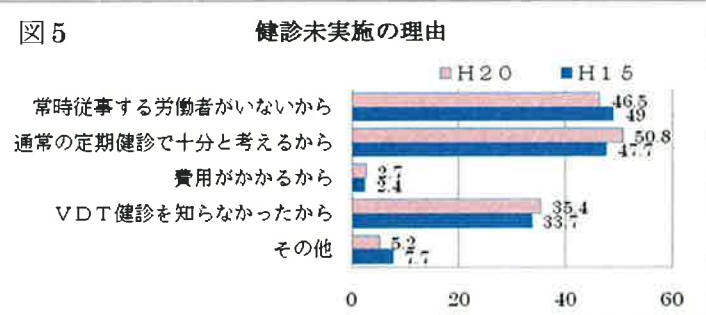
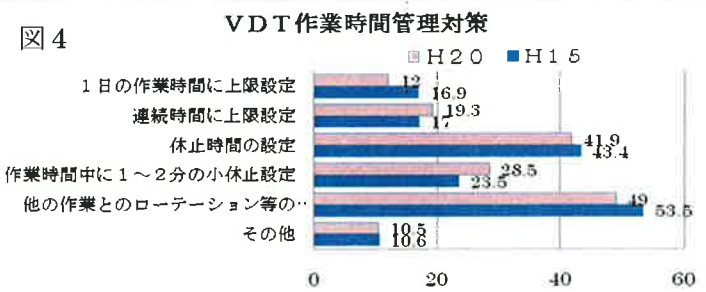
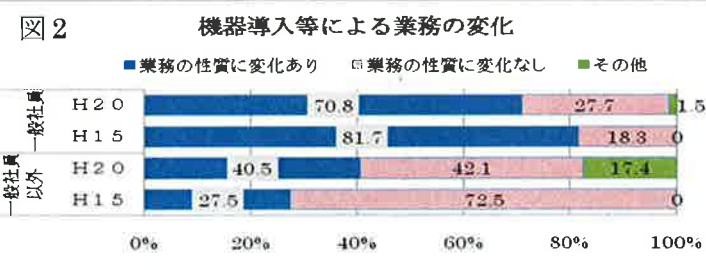
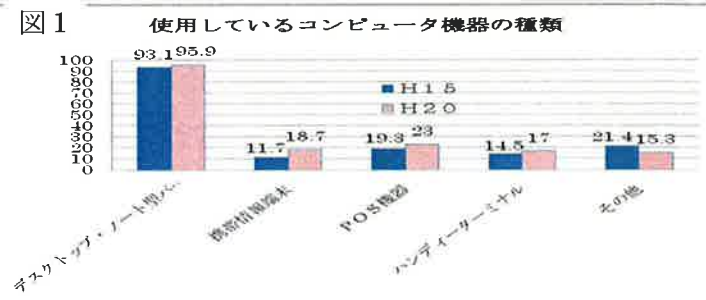
平成20年10月の調査結果の概要が公表されました。コンピュータ機器を使用している事業場の割合は97%で、その機器の内訳は、図1のとおり。

コンピュータ機器導入により業務の性質に変化があったかについては、図2のとおり、前回（H15）は、一般社員以外については「変化あり」が27.55%にとどまっていたが、H20年の結果では、40.5%と増加した。

過去5年間に衛生面に生じた問題については、「目の疲れ」「肩こり」を訴える者が増えたとする事業場が約2割を占め、前回から若干の改善が認められる。

VDTの作業時間管理については、前回と概ね同様の傾向であり、1日の作業時間や連続時間の上限設定の事業場は1割から2割で、連続作業時間と次の連続との間に10から15分の休止時間を置く事業場が4割強、などで、最も多かったのは他の作業とのローテーションによるものであった。（図4）

VDT健康診断を実施している事業場は14.4%（前回12.9%）で、未実施は85.2%（前回86.7%）であったが、健診を実施しない理由（複数回答）としては、図5のとおり、「通常の定期健診で十分と考えるから」（50.8%）が最も多く、次に「常時従事する労働者がいないから」（46.5%）、「VDT健診を知らなかった」（35.4%）の順であった。



技術革新と労働に関する調査結果は厚労省のホームページからダウンロードできます。http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/040325-3a.pdf

☆規格外の防じんマスクにご注意！

①型式検定を受けていない防じんマスクの流通

- ア 輸入事業者名 プロモート株式会社（大阪市浪速区）
イ 型式名等 BM750 防塵マスク（1箱50枚入りのもので、1袋5枚入りのものである。）
ウ 輸入・販売状況 型式検定を受けずに販売されており、上記マスクに型式検定を合格した旨の表示はない。粉じん作業場所等有害な作業環境において使用しないこと。
エ 留意事項



②国が定める規格を具備していない防じんマスクの流通

- ア 型式検定申請者 三暉商事有限会社（東京都文京区）
イ 型式（合格番号） 防じんマスク GK2200A1V（第TM266号）
ウ 留意事項 粉じん作業場所等有害な作業環境において使用しないこと



この防じんマスクの詳細については厚労省のホームページをご覧ください。①http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/09/h0930-4.html ②http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0327-12.html

作業環境測定機器のご紹介（2）

検知管法（有害ガス・蒸気の測定）

神奈川県産業保健推進センター産業保健相談員（労働衛生工学） 芦田敏文

はじめに

検知管法は作業環境中の有害ガスや蒸気濃度を簡単かつ短時間のうちに測定することができる大変便利な測定法で、現在では350物質ほどの測定が可能です。また、検知管法は作業環境測定法の規定に基づき第2種の作業環境測定士でも指定作業場所の有害ガス濃度の測定に使用できる簡易測定器です。

現在、わが国で使用されている主な検知管は、ガステック式、北川式およびドレーゲル式の3種類ですが、いずれも測定原理や使用方法がほぼ同じことから、当推進センターにあるガステック式検知管について紹介します。

検知管法の測定原理

検知管法は化学反応による可視部領域の色の変化を利用した分析方法です。測定対象ガスを含む試料空気を検知管内に吸引すると、測定対象ガスと検知管内の検知剤との化学反応によって検知剤が変色し、検知管

の空気流入口から変色層が現われます。一定量の試料空気を一定時間かけて吸引することによって生じる変色層の長さは、試料空気中の測定対象ガスの濃度に対応します。したがって、あらかじめ標準ガスを用いて校正されている目盛りや濃度換算表から試料空気中の対象ガス濃度をその場で求めることができます。

測定器具

(1) 検知管

検知管は、内径2～6mmのガラス管内に一定量の検知剤を充填し、その両端を溶封してあります（図1）。検知剤は、精製されたシリカゲル、活性アルミナ、ガラスなどの細粒に発色試薬を吸着させて乾燥させてあります。発色試薬は、試料空気中に含まれる測定対象ガスとの化学反応によって顕著な変色を示すものが選定されています。

測定対象ガスによっては水分や干渉ガスを除去するために、あるいは測定対象ガスを分解させるための反

応管（または前処理管）を検知管と連結して使用するものもあります。

(2) 試料ガス採取器

ガス採取器は一定量の測定対象ガスを吸引するために使用する内容積100mlのハンドポンプです（図2）。検知管を取付けてハンドルを一気に引いて固定すると、シリンダー内部は減圧状態となり、この状態で一定時間放置すると、測定対象ガスが検知管を通過してシリンダー内に吸引されます。

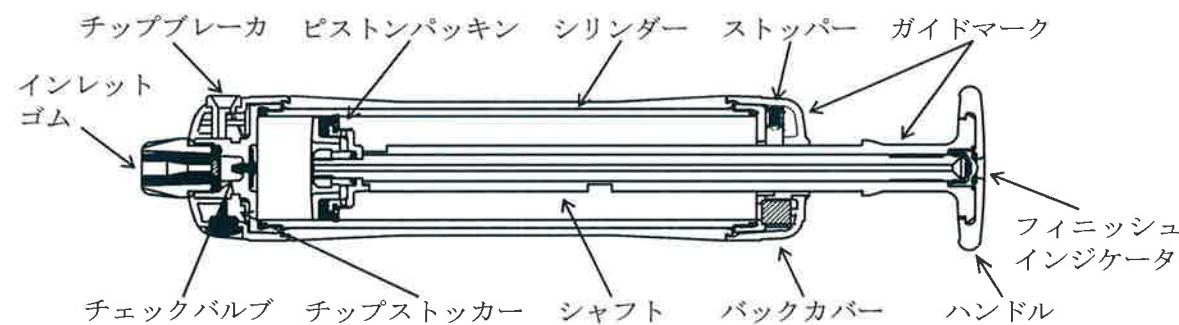
測定手順

測定前には必ずガス採取器の漏れ試験を行い、100mlの試料空気が正確に吸引されることを確認しておく必要があります。ガス採取器に漏れがあるときはピストンを引き抜き、ピストンおよびシリンダー内部に新しいグリースを塗り直してください。また、検知管取り付け口のゴムの老化は空気漏れの原因となりますので、必要に応じて新しいものと交換してください。

図1. 検知管の構造



図2. ガス採取器の構造



測定は、以下の手順に従って実施します（写真1）。

- ①測定対象ガスに見合う検知管を選定する。
 - ②検知管の両端を付属のカッター等で切断し、検知管に標示されている矢印の方向にガス採取器がくるように取り付ける。
 - ③ハンドルを完全に押し込んでから、ハンドルとシリンダーのガイドマーク（赤ライン・矢印）を合わせてハンドルを一気に引いてロックする。
 - ④所定の時間、試料空気を採取する。採取時間は検知管によって異なるので、添付されている説明書に従って操作する。
 - ⑤所定の採取時間が経過したら、ハンドルを回してロックを解除する。少しでもハンドルが戻るようなら、サンプリングが完全に終了していないので、その位置からハンドルを再び引き直し同様の操作を繰り返す。
 - ⑥サンプリングが終了後、検知管を採取器から取りはずし、変色層の先端位置を印刷されている目盛りによって濃度をすばやく読みとる。
- 《濃度の読み方・求め方》
- 変色層の境界が斜めの場合は、変色の最短と最長部分の中間を読む。
 - 変色層の境界が不鮮明な場合は、淡色層と濃色層の中間を読む。



写真1. 検知管の測定例

●測定対象ガス濃度が高濃度で、検知管指示値が振り切れる場合、採取器のハンドルを1/2ストローク（50ml）まで引き、読み取った値を2倍して濃度を求める。

測定上の注意点

- (1) 検知剤と測定対象ガスとの反応は、完全な特異的反応ではありません。従って、共存ガスが存在すると、測定値にプラスまたはマイナスの影響を及ぼす場合があります。
- (2) 一部の検知管については温度の影響を受けるものがあります。一般的に温度が高くなると変色層が長くなる傾向がありますので、添付されている温度補正表で補正する必要があります。
- (3) 検知管は有効期間を超過すると検知剤または反応剤の劣化により正しい測定値を示さない場合があります。
- (4) 検知管は暗所または冷暗所に保存する必要があります。暗所とは常温で光が当たらない場所、冷暗所とは暗所で低温度に保たれている場所（冷蔵庫等）のことです。
- (5) 検知管にはクロム酸や鉛が含有されているものがあります。使用済みの検知管の廃棄については、取扱説明書に従って下さい。



写真3. パッシブ型検知管

まとめ

検知管法は構造や操作法が極めて簡単であり、その場で濃度が直ちに測定できる大変便利な測定法です。そのために、十分な知識がなくても使えるような誤解を生じてしまう危険性があります。

検知管法の測定原理や特性などを良く理解した上で使用することで、はじめて信頼性の高い測定結果がえられ、作業環境管理に役立つ測定手法と考えられます。また、近年では、作業環境測定用としてホルムアルデヒドやエチレンオキシドなどを低濃度まで測ることができる電動吸引式検知管（写真2）や、採取器を用いない拡散を応用したパッシブ型検知管（写真3）も市販されています。



写真2. 電動吸引式検知管